

6 駐車場

【基本的な考え方】

- ・ 障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- ・ 車椅子利用者用駐車施設については、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、建築物の出入口に近い位置に設け、当該駐車施設から出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 多数の者が利用する駐車場（機械式のもの又は全駐車台数が50台未満のものを除く。）を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあっては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあっては2以上設けること。
- (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。
 - ア 幅は、3.5メートル以上とすること。
 - イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。
 - ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

- ・ 3.5mとは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・ 車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・ 舗装面に国際シンボルマークを塗装する方法や標識を立てる方法があります。
- ・ 車椅子利用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。

＜バリアフリー法施行令＞

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子利用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

- ・ 公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する駐車場」と読み替えて適用されます。（バリアフリー法施行令第23条、第24条）
- ・ 条例により、全駐車台数に応じた台数分の車椅子利用者用駐車施設の設置を求めています。

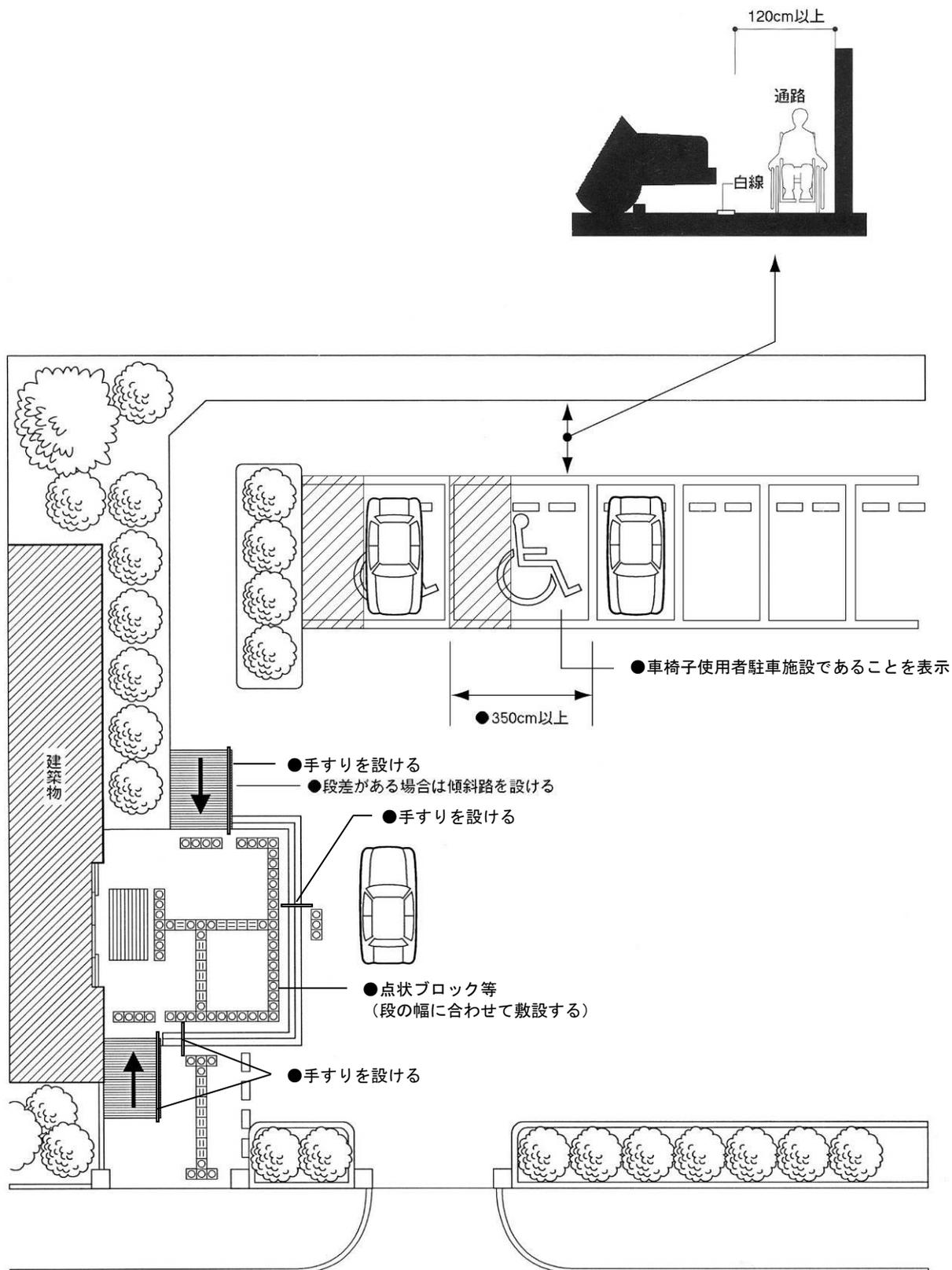
- ・ 350cmとは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。
- ・ 車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。
- ・ 車椅子利用者が利用可能な玄関にできるだけ近い位置に設ける、ということです。

条例第6章の適用対象建築物

整備例

- : 整備基準 (〃は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
- : 整備が望ましい項目

■駐車場の整備例



第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

<条例>

第67条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

・「国土交通省令で定めるところ」とは、次のとおりです。（国土交通省令第113号）

- ① 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- ② 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（JIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

・公立小学校等及び条例第61条で追加した特定建築物に対しては、「多数の者が利用する駐車場」と読み替えて適用されます。（条例第72条）

（算定例）

- ・全駐車台数が120台の場合 $120 \times 1/50 = 2.4 \rightarrow 3$ 台分以上
- ・全駐車台数が350台の場合 $350 \times 1/100 + 2 = 5.5 \rightarrow 6$ 台分以上

整備が望ましい項目

解説

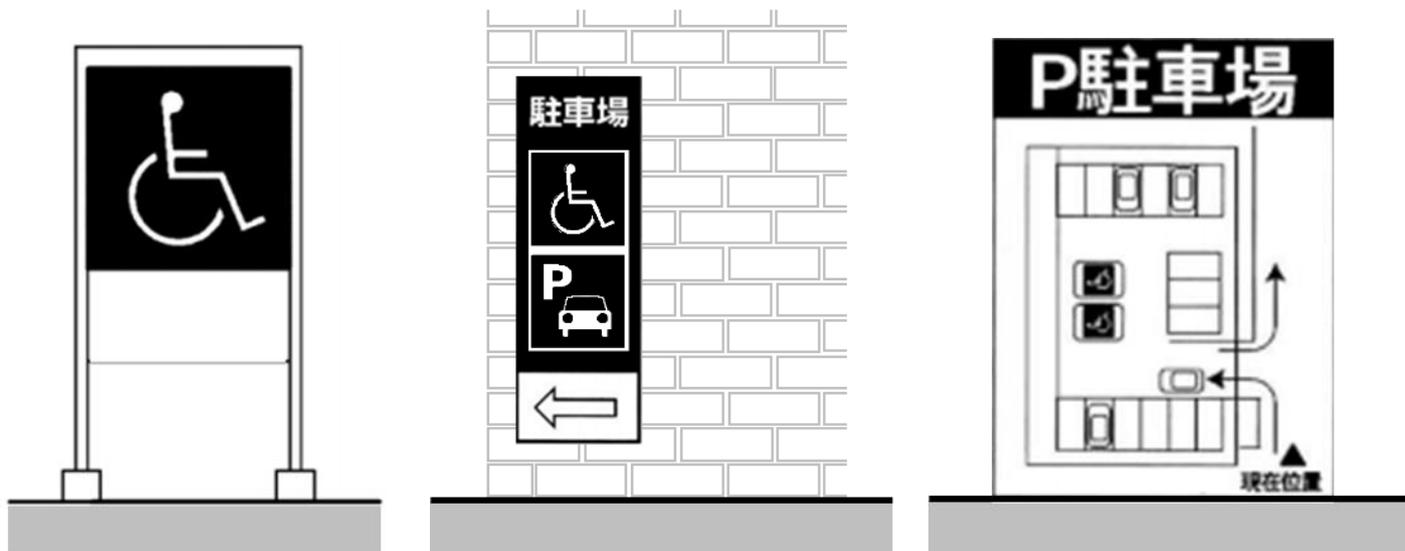
- ・敷地の出入口付近に、道路から見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設のある旨を表示すること。
- ・必要に応じて、車椅子使用者用駐車施設の場所を示す案内板を設けること。
- ・車椅子使用者用駐車施設及び建築物の出入口に至る通路には、屋根又は庇を設けること。

・雨天や降雪時の車椅子使用者や杖使用者等の乗降を考慮し、設置が望まれます。

整備例

- ：整備基準（〃は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

■立札等による表示例



※条例第6章の適用対象建築物について、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、JIS Z8210 に適合する標識を設ける必要があります。(P. 142-144 参照)